

台湾向け輸出乳、乳製品、殻付き家きん卵及び卵製品の取扱要綱

1 目的

この要綱は、台湾向け輸出乳、乳製品、殻付き家きん卵及び卵製品について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号）第 5 条に基づく衛生証明書の発行の発行に関する手続を定めるものである。

2 定義

本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 台湾向け輸出乳、乳製品、殻付き家きん卵及び卵製品：別添 1 に掲げるもの
- (2) 輸出者：台湾向けに乳、乳製品、殻付き家きん卵及び卵製品を輸出しようとする者
- (3) 証明書発行機関：都道府県、保健所設置市又は特別区の衛生主管部局

3 衛生証明書の発行手続

- (1) 輸出者は、輸出の都度、製造施設を管轄する証明書発行機関に別紙様式 1 の申請書を提出すること。なお、別紙 ZZ-01「一元的な輸出証明書発給システムについて」に規定する一元的な輸出証明書発給システム（本要綱において「輸出証明書発給システム」という。）、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム（本要綱において「NACC S」という。）による申請を行うときは、別添 2 によること。
- (2) 証明書発行機関は、申請内容に問題がないと認められるときは、証明書発行機関の公印を押印し、輸出乳及び乳製品は別紙様式 2、輸出殻付き卵及び卵製品は別紙様式 3 により衛生証明書を別添 3「衛生証明書発行に係る留意事項について」に従って作成し、発行するものとする。

4 その他

輸出希望製品について、衛生証明書の添付が必要な製品か不明な場合は、事業者に対し、事前に台湾衛生福利部食品薬物管理署に当該製品の H S コードを確認するよう指導すること。

別添 1

台湾衛生福利部食品藥物管理署が衛生證明書の添付が
必要と定めているHSコード

- HS code 0401 ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他甘味料を加えたものを除く（例：牛乳、クリーム等））
- 0402 ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他甘味料を加えたものに限る（例：脱脂粉乳、加糖脱脂粉乳、脱脂粒乳、加糖脱脂粒乳、無糖練乳、加糖練乳等））
- 0403 バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）
- 0404 ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）
- 0405 ミルクから得たバターその他の油脂及びデリースプレッド
- 0406 チーズ及びカード
- 9806 台湾当局が特別分類に規定する液状乳（カードを含む）

※ アイスクリーム類、調製粉乳は含まれない。

- HS code 0407 殻付き卵
- 0408 殻付きでない卵（卵黄、全卵、水煮等）
- 350211 卵白（乾燥）、アルブミン（卵由来）
- 350219 卵白（乾燥以外）

別添 2

輸出証明書発給システム、電子メール又はNACCSによる 輸出乳、乳製品、殻付き家きん卵及び卵製品の衛生証明書の発行申請手続

1 輸出乳、乳製品、殻付き家きん卵及び卵製品の衛生証明書の発行申請前の手続

(1) 輸出証明書発給システムにより発行申請を行う場合

申請者は、別紙 ZZ-01「一元的な輸出証明書発給システムについて」に基づき、システム利用申請の手続を行うこと。

(2) NACCSにより発行申請を行う場合

申請者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社のウェブサイトに掲載されているNACCS掲示板にアクセスし、同社に対して、輸出証明書等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。

なお、NACCSを使用して輸出証明書発給システムに申請を行う場合は、別紙 ZZ-01「一元的な輸出証明書発給システムについて」に基づくシステム利用申請の手続を行うこと。

2 輸出乳、乳製品、殻付き家きん卵及び卵製品の衛生証明書の発行申請手続

申請者は、乳、乳製品、殻付き家きん卵及び卵製品を台湾に輸出しようとする都度、輸出証明書発給システム、電子メール又はNACCSを利用して、同衛生証明書の発行申請に必要な書類を証明書発行機関宛てに提出すること。なお、輸出証明書発給システム又はNACCSを使用して輸出証明書発給システムにより申請を行う場合は、別紙様式1による衛生証明書発行申請書は不要とすること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

(1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。

(2) 衛生証明書は、受取方法について証明書発行機関とあらかじめ調整すること。

別添 3

衛生証明書発行に係る留意事項について

証明書発行機関は、下記の事項に留意し衛生証明書を作成すること。

また、輸出証明書発給システムによる申請の場合には、当該システムにより下記 2、3 の事項は自動的に処理され証明書が作成される。

- 1 衛生証明書には署名者の署名と重ならないように公印を押印すること。また、当該証明書が複数枚にわたる場合には、当該証明書の全てのページに公印を押印し、署名を付すこと。
- 2 衛生証明書の全てのページ下部中央にページ番号を、右上部に様式内の証明書番号記載欄とは別に証明書番号を付し、当該証明書が複数枚にわたっても一連の証明書であることが明確となるようにすること。なお、ページ番号の記載方法は、例えば当該証明書が 3 枚組で当該ページが 1 ページ目の時は 1 / 3 と記載すること。
- 3 すでに発行した衛生証明書であって、記載事項の誤り等により当該証明書を訂正し、新たに発行を行う場合、新しく発行される当該証明書の左上部に「Issued in lieu of certificate No. (訂正前の証明書の発行番号) dated (訂正前の証明書の発行日)」と記載すること。(例 Issued in lieu of certificate No.2200001 dated 31/1/2022)

年 月 日

都道府県知事
保健所設置市長 殿
特別区長

住所

氏名

(法人にあってはその名称、所在地、
代表者の氏名及び法人番号)

担当者の氏名：

所属部署：

担当者電話番号：

E-mail：

台湾向けに輸出される乳、乳製品、
殻付き家きん卵及び卵製品に係る衛生証明書発行申請書

下記施設で取り扱う台湾向け輸出乳、乳製品、殻付き家きん卵及び卵製品に添付する衛生証明書発行を申請します。

なお、当該製品は国内の食品安全及び衛生条件に適合し、人の食用に適することを誓約します。

記

1 基本情報 (英語記載)

荷送人 (輸出業者情報)	氏名 (名称)	
	住所 (所在地)	
荷受人 (輸入業者情報)	氏名 (名称)	
	住所 (所在地)	
製造者	名称	
	住所 (所在地)	
製造施設	名称	
	住所 (所在地)	
合計梱包の数 (数量・単位)		
合計正味重量 (Net weight)		Kg

2 明細情報 (英語記載)

製品名、HSコード、ロット番号又は/及び賞味期限	
--------------------------	--

3 証明書の交付 (受領場所)

郵送等による受領を希望

手交による受領を希望

(別紙様式 2)



Food Inspection and Safety Division
Pharmaceutical Safety and Environmental Health Bureau
Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan
1-2-2 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100-8916 Japan

**HEALTH CERTIFICATE OF MANUFACTURER FOR EXPORT OF
MILK AND MILK PRODUCTS FROM JAPAN TO TAIWAN**

No. :

DATE :
(Day, Month, Year)

Central Competent Authority (中央主管当局) : Ministry of Health, Labour and Welfare

Local competent authority (地方主管当局) :

Description of manufacturer and product (製造者及び製品の概要)	
1. Company name and address (製造者名及び住所)	
2. Plant name and address (製造所名及び住所)	
3. Product name (製品名)	
4. Name and address of shipper (輸出者名及び住所)	
5. Name and address of buyer (輸入者名及び住所)	
6. Quantity and Weight (数量及び重量)	

I hereby certify that the milk and milk products produced by above company meets the following requirements:

私は上記の製造者が製造した乳及び乳製品が、下記の要件に適合することを証明します。

1. The products are compatible with the food safety and hygiene conditions in Japan, fit for human consumption. (当該製品は日本における食品安全及び衛生条件に適合し、人の食用に適する。)

Name (氏名)

Official title (役職)

Signature (署名)

Place of Issue (証明書発行部局)

Official Stamp (公印)

(別紙様式 3)



Food Inspection and Safety Division
Pharmaceutical Safety and Environmental Health Bureau
Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan
1-2-2 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100-8916 Japan

**HEALTH CERTIFICATE OF MANUFACTURER FOR EXPORT OF
EGGS AND EGG PRODUCTS FROM JAPAN TO TAIWAN**

No. :

DATE :
(Day .Month .Year)

Central Competent Authority (中央主管当局) : Ministry of Health, Labour and Welfare

Local competent authority (地方主管当局) :

Description of manufacturer and product (製造者及び製品の概要)	
1. Company name and address (製造者名及び住所)	
2. Plant name and address (製造所名及び住所)	
3. Product name (製品名)	
4. Name and address of shipper (輸出者名及び住所)	
5. Name and address of buyer (輸入者名及び住所)	
6. Quantity and Weight (数量及び重量)	

I hereby certify that the eggs and egg products produced by above company meets the following requirements:

私は上記の製造者が製造した卵及び卵製品が、下記の要件に適合することを証明します。

1. The products are compatible with the food safety and hygiene conditions in Japan, fit for human consumption. (当該製品は日本における食品安全及び衛生条件に適合し、人の食用に適する。)

Name (氏名)

Official title (役職)

Signature (署名)

Place of Issue (証明書発行部局)

Official Stamp (公印)